

議事日程第1号

平成30年5月2日(水)

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 男鹿市議会議長の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議事日程第1号の2

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 男鹿市議会副議長の選挙
- 第5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 第6 議会広報特別委員会の設置
- 第7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙
- 第8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙
- 第9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙
- 第10 継続審査事件の承認
- 第11 議案上程(議案第41号から第45号まで)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1番 中田謙三 | 2番 笹川圭光 | 3番 畠山富勝 |
| 4番 伊藤宗就 | 5番 鈴木元章 | 6番 佐々木克広 |
| 7番 船木正博 | 8番 佐藤巳次郎 | 9番 小松穂積 |

10番 佐藤 誠	11番 中田 敏彦	12番 進藤 優子
13番 船橋 金弘	14番 米谷 勝	15番 三浦 利通
16番 安田 健次郎	17番 古仲 清尚	18番 吉田 清孝

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山 隆之
副事務局長	杉本 一也
主席主査	三浦 大作
主査	吉田 平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	笠井 潤
教育長	栗森 貢	監査委員	鈴木 誠
総務企画部長	船木 道晴	市民福祉部長	柏崎 潤一
観光文化スポーツ部長	藤原 誠	産業建設部長	佐藤 透
教育次長	目黒 雪子	企業局長	木元 義博
企画政策課長	八端 隆公	総務課長	山田 政信
財政課長	田村 力	税務課長	原田 徹
福祉課長	小澤田 一志	生活環境課長	伊藤 文興
観光商工課長	清水 康成	文化スポーツ課長	鎌田 栄
農林水産課長	武田 誠	病院事務局長	菅原 長
会計管理者	菅原 信一	学校教育課長	加藤 和彦
監査事務局長	鈴木 健	企業局管理課長	太田 讓
上下水道課長	真壁 孝彦	選管事務局長	(総務課長兼任)
農委事務局長	(農林水産課長兼任)		

○事務局長（畠山隆之君） 本日は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、佐藤巳次郎議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

佐藤議員、議長席へお願いいたします。

（年長議員 佐藤巳次郎君 議長席に着く）

○臨時議長（佐藤巳次郎君） ただいま紹介されました佐藤であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

午前10時04分 開 会

○臨時議長（佐藤巳次郎君） これより、平成30年5月臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

これからの議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時46分 再 開

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 男鹿市議会議長の選挙

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 日程第2、男鹿市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○臨時議長（佐藤巳次郎君） ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 中田謙三さん

2 番 笹川圭光さん

3 番 畠山富勝さん

4 番 伊藤宗就さん

5 番 鈴木元章さん

6 番 佐々木克広さん

7 番 吉田清孝さん

9 番 小松穂積さん

10 番 佐藤誠さん

11 番 中田敏彦さん

12 番 進藤優子さん

13 番 船橋金弘さん

14 番 米谷勝さん

15 番 三浦利通さん

16 番 安田健次郎さん

17 番 古仲清尚さん

18 番 船木正博さん

8 番 佐藤巳次郎さん

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に伊藤宗就君、畠山富勝君、佐藤誠君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開 票)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 18 票

無効投票 0 票

有効投票中、中田謙三君 8 票、吉田清孝君 8 票、佐藤巳次郎 2 票。

以上のとおりであります。

中田謙三君の得票と吉田清孝君の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数 5 票を超えております。よって、地方自治法第 118 条の規定により、準用する公職選挙法第 95 条の規定によって、当選人は、くじで定めることになりました。

くじの手続について申し上げます。まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。順序を決めるくじは、抽選機により行います。中には、1 番、2 番の番号が記された玉が入っておりますので、1 番を引いた方が先に当選人を決めるくじを引くことになります。

なお、くじを引く順序については、男鹿市議会運営等に関する申し合わせにより、仮議席の順番により行います。

次に、当選人を決めるくじについても抽選機により行います。中には同様に 1 番、2 番の番号を記された玉が入っておりますので、当選人となる 1 番のくじを引いた方が議長に当選することになります。

それでは、抽選を行います。

仮議席 1 番中田謙三君、7 番吉田清孝君、抽選機の方へお願いいたします。

初めに抽選の順序を決めるくじを行います。

最初に、仮議席 1 番中田謙三君。

(抽 選)

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 次に、仮議席 7 番吉田清孝君。

(抽 選)

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 中田謙三君、1 番。吉田清孝君、2 番。

次に、当選人を決めるくじを行います。

最初に、1 番中田謙三君。

(抽 選)

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 次に、2 番吉田清孝君。

(抽 選)

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 中田謙三君、2番。吉田清孝君、1番。

ただいまのくじの結果を報告いたします。

吉田清孝君が当選のくじを引かれました。

よって、吉田清孝君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉田清孝君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

吉田清孝君より、登壇の上、当選のごあいさつをお願いいたします。

【吉田清孝君当選承諾及びあいさつのため登壇】

○議長（吉田清孝君） ただいまは、抽選という極めて厳しい中での当選をさせていただきました。この後は、中田議員とも協力し、議会運営をさせていただきたいと思えます。

議長就任に当たり、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

改選後の初議会において、議員各位からご支持をいただいて議長に選任されましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、議長というその職務の責任の重さを改めて痛感しているところであり、身の引き締まる思いでございます。

議員の皆様各位におかれましては、市民の皆さんのため、男鹿市政発展のためという共有の認識を持っているわけでありまして、皆さんともども議会の使命と役割を果たしてまいりたいというふうに思っております。

議員の皆様から寄せられました信頼と期待にお応えすべく、公正無私、中立、誠心誠意、職務を遂行してまいりたいと考えております。

これまで以上に格段のご指導ご鞭撻を、そしてご協力をよろしくお願い申し上げまして、議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時07分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後の議事は、議事日程第1号の2をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（職員氏名朗読）

1 番 中田謙三さん	2 番 笹川圭光さん	3 番 畠山富勝さん
4 番 伊藤宗就さん	5 番 鈴木元章さん	6 番 佐々木克広さん
7 番 船木正博さん	8 番 佐藤巳次郎さん	9 番 小松穂積さん
10 番 佐藤誠さん	11 番 中田敏彦さん	12 番 進藤優子さん
13 番 船橋金弘さん	14 番 米谷勝さん	15 番 三浦利通さん
16 番 安田健次郎さん	17 番 古仲清尚さん	18 番 吉田清孝さん

以上です。

○議長（吉田清孝君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

1 番中田謙三君、2 番笹川圭光君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時09分 休 憩

午後 1時04分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 男鹿市議会副議長の選挙

○議長（吉田清孝君） 日程第4、男鹿市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（吉田清孝君） ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（吉田清孝君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（吉田清孝君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1 番 中田謙三さん	2 番 笹川圭光さん	3 番 畠山富勝さん
4 番 伊藤宗就さん	5 番 鈴木元章さん	6 番 佐々木克広さん
7 番 船木正博さん	8 番 佐藤巳次郎さん	9 番 小松穂積さん
10 番 佐藤誠さん	11 番 中田敏彦さん	12 番 進藤優子さん
13 番 船橋金弘さん	14 番 米谷勝さん	15 番 三浦利通さん
16 番 安田健次郎さん	17 番 古仲清尚さん	18 番 吉田清孝さん

○議長（吉田清孝君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（吉田清孝君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に伊藤宗就君、畠山富勝君、佐藤誠君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（吉田清孝君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票18票

無効投票 0票

有効投票中、小松穂積君8票、中田敏彦君8票、安田健次郎君2票。

以上のとおりであります。

小松穂積君の得票と中田敏彦君の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数5票を超えております。よって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選人は、くじで定めることになりました。

くじの手続について申し上げます。まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。順序を決めるくじは、抽選機により行います。中には、1番、2番の番号が記された玉が入っておりますので、1番を引いた方が先に当選人を決めるくじを引くことになります。

なお、くじを引く順序については、男鹿市議会運営等に関する申し合わせにより、議席の順番により行います。

次に、当選人を決めるくじについても抽選機により行います。中には同様に1番、2番の番号が記された玉が入っておりますので、当選人となる1番のくじを引いた方が副議長に当選することになります。

それでは、抽選を行います。

小松穂積君、中田敏彦君、抽選機の方へお願いいたします。

初めに、抽選の順序を定めるくじを行います。

最初に、議席 9 番小松穂積君。

(抽 選)

○議長(吉田清孝君) 次に、議席 1 1 番中田敏彦君。

(抽 選)

○議長(吉田清孝君) 小松穂積君、1 番。中田敏彦君、2 番。

次に、当選人を定めるくじを行います。

最初に、1 番小松穂積君。

(抽 選)

○議長(吉田清孝君) 次に、2 番中田敏彦君。

(抽 選)

○議長(吉田清孝君) 小松穂積君、1 番。中田敏彦君、2 番。

ただいまのくじの結果を報告いたします。

小松穂積君が当選のくじを引かれました。

よって、小松穂積君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小松穂積君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

小松穂積君より、登壇の上、当選のごあいさつをお願いいたします。

【小松穂積君当選承諾及びあいさつのため登壇】

○副議長(小松穂積君) ただいま皆様方のご協力によりまして、副議長の任を担うことになりました。

今回の議長選、副議長選が、それぞれ同数の上、くじで決まるというふうなことでありますが、これは一つの民主主義のルールでありまして、その結果を重んじると。私は、副議長の立場として、あるいは会派の構成を見た上で、男鹿市議会が融和を保ちながら、そして、市民の負託に応えるような議会である、そのことを議長の補佐をしながら頑張ってまいりたいと思います。

どうぞ同僚議員の皆さんのご支持なりご支援、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（吉田清孝君） 常任委員会等の構成協議のため、暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休 憩

午後 4時46分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後8時まで延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時46分 休 憩

午後 5時11分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（吉田清孝君） 日程第5、男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、指名いたしたいと思えます。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会委員

鈴木元章さん 佐々木克広さん 進藤優子さん 船橋金弘さん 古仲清尚さん
吉田清孝さん

教育厚生委員会委員

中田謙三さん 畠山富勝さん 小松穂積さん 中田敏彦さん 三浦利通さん
安田健次郎さん

産業建設委員会委員

笹川圭光さん 伊藤宗就さん 船木正博さん 佐藤巳次郎さん 佐藤誠さん

米谷勝さん

議会運営委員会委員

畠山富勝さん 伊藤宗就さん 船木正博さん 小松穂積さん 中田敏彦さん

三浦利通さん 安田健次郎さん

以上です。

○議長（吉田清孝君） ただいま指名いたしましたとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決しました。

日程第 6 議会広報特別委員会の設置

○議長（吉田清孝君） 日程第 6、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会だより編集等に関する件を特定事件として、委員会条例第 6 条の規定に基づき、6 人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会だより編集等に関する件は、6 人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、伊藤宗就君、鈴木元章君、佐々木克広君、佐藤巳次郎君、進藤優子君、古仲清尚君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会並びに、ただいま設置されました議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 5時14分 休 憩

午後 6時15分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員長には進藤優子さん、同じく副委員長には古仲清尚君。

教育厚生委員長には中田謙三君、同じく副委員長には安田健次郎君。

産業建設委員長には船木正博君、同じく副委員長には伊藤宗就君。

議会運営委員長には畠山富勝君、同じく副委員長には中田敏彦君。

議会広報特別委員長には佐藤巳次郎君、同じく副委員長には鈴木元章君。

以上のとおりご報告いたします。

日程第7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙

○議長（吉田清孝君） 日程第7、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区消防一部事務組合議会議員に伊藤宗就君、佐々木克広君、船木正博君、佐藤巳次郎君、中田敏彦君、進藤優子さん、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙

○議長（吉田清孝君） 日程第8、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に鈴木元章君、小松穂積君、佐藤誠君、船橋金弘君、三浦利通君、吉田清孝、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙

○議長（吉田清孝君） 日程第9、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことにいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に中田謙三君、笹川圭光君、畠山富勝君、米谷勝君、安田健次郎君、古仲清尚君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第 1 0 継続審査事件の承認（議会運営委員会）

○議長（吉田清孝君） 日程第 1 0、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 1 1 0 条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成 3 1 年 3 月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 6 時 2 1 分 休 憩

午後 6 時 3 7 分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） ただいま市長から、特に発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 本日、平成 3 0 年 5 月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、去る 4 月 1 5 日に執行されました市議会議員一般選挙において、ご当選の栄誉を得られましたことを心からお祝い申し上げます。

また、本日の臨時会におきまして、議長、副議長をはじめ各常任委員会委員及び議会運営委員会委員並びにそれぞれの正副委員長が選任され、議会構成が決定されましたことをお慶び申し上げます。

今後、市民の代表として、市勢発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本市では、複合観光施設「オガール」を核とした産業振興と雇用の創出、移住・定

住対策、健康寿命の延伸や市民参加のごみ減量などに積極的に取り組んでまいります。

今後とも議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、副市長より当局の説明員を紹介したい旨の申し出がありますので、これを許します。笠井副市長

〔説明員紹介〕

日程第 1 1 議案第 4 1 号から第 4 5 号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第 1 1、議案第 4 1 号から第 4 5 号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 4 1 号 平成 2 9 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 1 号）の専決処分について

議案第 4 2 号 平成 2 9 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

議案第 4 3 号 平成 2 9 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

議案第 4 4 号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 5 号 男鹿市農林漁業後継者等奨励条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 本臨時会でご審議いただきます議案件は、補正予算及び条例の専決処分など 5 件ありますが、提案理由の説明に先立ちまして諸般の報告を申し上げます。

まず、男鹿市複合観光施設「オガーレ」についてであります。

現在、本館、車庫等の建物は完成しており、外構工事の進捗率は55パーセントと、今月末の完成に向け順調に進んでいるところであります。

また、先月25日には、国土交通省の「道の駅」第49回登録で、「道の駅おが」として登録されております。

次に、寒風山山焼き実験についてであります。

先月21日、岐阜大学津田准教授の主催により、寒風山の植生に与える影響を調査するため山焼き実験が昨年に引き続き実施されましたが、風向きの変化により、実験の火が周辺に燃え移り、約3.6ヘクタールを焼く林野火災となりました。消火活動にご協力いただいた消防団をはじめ関係者の方々には、この場をお借りして感謝申し上げます。

今後の山焼き実験のあり方や安全管理について、関係者と協議をしてみたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わり、次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第41号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分については、平成30年3月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、同補正予算の専決処分をしたもので、その承認を求めます。

次に、議案第42号平成29年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、平成30年3月定例会以降、診療所特別会計繰出金の確定に伴う予算措置について、同補正予算の専決処分をしたもので、その承認を求めます。

次に、議案第43号平成29年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、平成30年3月定例会以降、国民健康保険特別会計繰入金の確定に伴う予算措置について、同補正予算の専決処分をしたもので、その承認を求めます。

次に、議案第44号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、地方税等の一部改正に伴い、個人市民税における基礎控除等の見直しなど所定の改正を行うため、同条例の専決処分をしたもので、その承認を求めます。

次に、議案第45号男鹿市農林漁業後継者等奨励条例の一部改正する条例の専決処分については、秋田みなみ農業協同組合の合併に伴い、同条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の説明を求めます。

はじめに、議案第41号及び第44号について、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは、私からは、議案第41号及び第44号についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案第41号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成30年3月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月30日に専決処分いたしましたので、このたび、ご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,546万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ170億519万4,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと13.6パーセントの増となっております。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費は第2表で、第3条の市債の補正は第3表で、それぞれご説明申し上げます。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。2款地方譲与税は1,245万1,000円の追加であ

りますが、1項地方揮発油譲与税は306万6,000円の追加、2項自動車重量譲与税は938万2,000円の追加、3項特別とん譲与税は3,000円の追加であります。

3款利子割交付金1項利子割交付金は、210万3,000円の追加であります。

4款配当割交付金1項配当割交付金は、364万6,000円の減額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金は、40万7,000円の減額であります。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金は、2,842万1,000円の追加であります。

7款ゴルフ場利用税交付金1項ゴルフ場利用税交付金は、3万円の減額であります。

8款自動車取得税交付金、次のページをお願いいたします。1項自動車取得税交付金は、749万6,000円の追加であります。

9款国有提供施設等所在市助成交付金1項国有提供施設等所在市助成交付金は、52万8,000円の減額であります。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金は、10万5,000円の追加であります。

11款地方交付税1項地方交付税は、1億7,235万5,000円の追加で、特別交付税であります。

12款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金は、28万2,000円の減額であります。

15款国庫支出金は、717万1,000円の減額であります。1項国庫負担金は314万2,000円の減額で、現年公共土木施設災害復旧事業費負担金、2項国庫補助金は、402万9,000円の減額で、社会資本整備総合交付金であります。

16款県支出金2項県補助金は、141万8,000円の減額で、半島振興広域連携促進事業費補助金であります。

19款繰入金、次のページになりますが、1項繰入金は、151万7,000円の追加で、地域振興基金繰入金であります。

22款市債1款市債は、1,550万円の減額であります。第3表市債補正でご

説明申し上げます。

以上の結果、歳入合計は1億9,546万6,000円を追加し、予算の総額を170億519万4,000円とするものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源70.9パーセント、特定財源29.1パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費は、2億7,562万5,000円の追加で、財政調整基金積立金であります。

3款民生費2項児童福祉費は、61万5,000円の減額で、子育て応援米支給券交付金であります。

4款衛生費3項診療所費は、78万8,000円の減額で、診療所特別会計繰出金であります。

7款商工費1項商工費は、951万6,000円の減額で、複合観光施設整備事業費などあります。

8款土木費は、6,886万6,000円の減額であります。2項道路橋りょう費は、5,882万1,000円の減額で、道路維持費などあります。

3項河川費は、150万2,000円の減額で、災害防止事業費であります。

5項住宅費は、854万3,000円の減額で、住宅リフォーム助成事業費補助金などあります。

10款教育費5項社会教育費は、37万4,000円の減額で、男鹿半島大潟ジオパーク推進協議会負担金であります。

11款災害復旧費、次のページになりますが、2項公共土木施設災害復旧費は、財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様1億9,546万6,000円を追加し、予算の総額を170億519万4,000円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費63.7パーセント、投資的経費12.1パーセント、その他の経費24.2パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費であります。

2款総務費1項総務管理費、光ケーブル支障移転工事費は17万3,000円、7款商工費1項商工費、複合観光施設道の駅情報提供システム整備工事費は414万8,000円を、それぞれ予算繰越措置をするものであります。

次のページをお願いいたします。

第3表は、市債の変更であります。起債の目的と限度額について申し上げます。

子育て応援米支給事業は、70万円減額し740万円に、複合観光施設整備事業は、980万円減額し1億5,610万円に、社会資本整備総合交付金事業は、210万円減額し3,830万円に、災害防止事業は、140万円減額し80万円に、公営住宅建設事業は、20万円減額し1,320万円に、ジオパーク推進事業は、40万円減額し240万円に、現年公共土木施設災害復旧事業は、90万円減額し1,450万円に、それぞれ変更するものであります。

以上により、本補正予算における市債は1,550万円を減額し、市債合計は1億54万5,000円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第44号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

議案書の方では、4ページからになります。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、男鹿市市税条例等の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分させていただきましたので、このたび、ご承認を賜りたいというものであります。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うもので、主な改正点についてご説明を申し上げます。

議案書の方では、6ページから29ページまでになりますが、第1条から第7条までは、市税条例関係の一部改正であります。市税条例におきましては、1点目として、平成33年度以後の個人の市民税の基礎控除額が見直され、合計所得が2,400万円を超えるものの基礎控除額は低減し、2,500万円を超えるものについては基礎控除の適用はできないこと。

2点目として、固定資産税について土地の負担調整措置を3年間、また、新築住宅

の減額措置を2年間、それぞれ延長すること。

3点目として、たばこ税について、平成30年10月1日から3段階で引き上げるほか、加熱式たばこを5年かけて段階的に課税方式の見直しを行うものであります。

次に、議案書では29ページの中ほどになりますが、第8条は、男鹿市国民健康保険税条例の一部改正であります。国民健康保険税条例においては、被保険者均等割、世帯別平等割の軽減を行う際の判定所得の計算に用いる世帯員1人当たりの控除額について、今年度から5割軽減については27万円から27万5,000円に、2割軽減については49万円から50万円に、それぞれ引き上げ、軽減対象となる世帯の範囲を拡大するほか、医療分の課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものであります。

なお、条例の新旧対照表をお手元にご配付しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上で、議案第41号及び第44号の補足説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第42号及び第43号について、柏崎市民福祉部長の説明を求めます。柏崎市民福祉部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

○市民福祉部長（柏崎潤一君） それでは、私からは、議案第42号及び第43号について説明を申し上げます。

はじめに、議案第42号平成29年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳出において、診療所特別会計繰出金の確定に伴う繰出金を措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたび、ご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

10款諸支出金3項繰出金は、78万8,000円の追加で、診療所特別会計繰出金であります。

11款予備費1項予備費は、78万8,000円の減額で、歳出額の財源調整であります。

以上の結果、歳出合計に増減はなく、補正後の予算総額を47億7,160万7,000円といたすものであります。

以上をもちまして、議案第42号平成29年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第43号平成29年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。

恐れ入ります、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入において、国民健康保険特別会計繰入金の確定に伴う繰入金を措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたび、ご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表によりご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

3款繰入金1項繰入金は、予算に増減はなく、一般会計繰入金から国保特別会計繰入金への歳入科目の組み替えであります。

以上の結果、歳入合計に増減はなく、補正後の予算総額を2,368万4,000円といたすものであります。

以上をもちまして、議案第43号平成29年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第45号について、佐藤産業建設部長の説明を求め

ます。佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） 私からは、議案第45号男鹿市農林漁業後継者等奨励条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の45ページをお願いいたします。

本議案は、農林漁業の後継者及び経営者に対して行う奨励措置の対象者のうち、農業については、秋田みなみ農業協同組合の正組合員となり得る資格を有することとなっており、秋田みなみ農業協同組合が新あきた農業協同組合との合併により、平成30年4月1日に秋田なまはげ農業協同組合となったことから条文を改正し、4月1日付で専決処分させていただいたものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第41号から第45号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第41号から第45号までを一括して採決いたします。本5件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号から第45号までは、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。これにて5月臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後 7時08分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

臨 時 議 長 佐 藤 巳 次 郎

議 長 吉 田 清 孝

議 員 中 田 謙 三

議 員 笹 川 圭 光

